

令和7年度 社会福祉法人希望の友福社会 事業計画

(目的)

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業、希望の友保育園の経営を行う。

(経営の原則等)

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

事務所を青森県むつ市大曲一丁目8番12号に置く。

(役員の定数)。

- 1 理事 6名（理事のうち1名を理事長とする）
 - (1) 法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長の選定及び解職
- 2 理事長 1名
 - (1) 定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - (2) 毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 3 監事 2名
 - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - (2) いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をする。
- 4 評議員 7名

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 解散

法人が経営する保育園が、保育理念と保育目標に沿い運営されているか管理する。

◎保育理念

良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

利用こどもの意思及び人格を尊重して、常に利用こどもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のために、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

◎保育目標

「明るい子・思いやりのある子・ねばり強い子」を保育目標に掲げ、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、認定こども園教育・保育要領を踏まえ幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(評議員会)

毎年度6月に開催。その他、必要がある時に開催する。

(理事会)

毎回年度内に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。

(報酬)

出席報酬

名 称	実費弁償費（交通費）
理事会出席報酬等（1回）	2,000円
評議員会出席報酬等（1回）	2,000円

委嘱業務報酬、監事業務報）

名 称	実費弁償費（交通費）
理事及び評議員報酬等（1回）	2,000円
監事監査指導報酬等（1回）	2,000円

旅 費	宿 泊 費	報 酬（1回）	そ の 他
実 費	20,000円	20,000円	実 費

但し、施設の職員を兼務する役員には適用しない。

令和7年度 認定こども園 希望の友保育園 事業計画

◎保育理念

当園では、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

利用こどもの意思及び人格を尊重して、常に利用こどもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のために、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

◎保育目標

当園は、「明るい子・思いやりのある子・ねばり強い子」を保育目標に掲げ、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、認定こども園教育・保育要領を踏まえ幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

◎保育時間

- 1 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。
 - (1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、7時00分から18時00分の範囲内で利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
 - (2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、8時00分から16時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
 - (3) 教育標準時間は、9時00分から14時00分とする。
- 2 当園の開所時間は、次の通りとする。

月曜から土曜日、延長保育を含め、6時00分から20時00分までとする。

但し、土曜保育は、土曜保育申請書の提出者のみとする。
- 3 当園は、保育認定こどもがやむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

◎休園日

- 1 日曜日・祭日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）
- 2 その他、園長が必要と認めた時

◎保育料

- 1 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、支給認定を受けた当該市町村の定める利用者負担額（保育料）を、当園に支払うものとする。また、年度最後の月の負担額については、年度内に支払うものとする。
- 2 保護者は、1に定めるもののほか、保育を提供する上で必要となる費用として、別表に掲げる費用を負担する。
- 3 当園は、休日保育の提供に当たっては、保護者から別表に掲げる費用を徴収するものとする。
- 4 当園は、保護者から費用の支払を受けた場合には、当該保護者に対し、領収書を交付するものとする。

◎非常災害対策

当園は、非常災害に備えて、消防計画等の非常災害に関する具体的な計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

当園指定医

内科医 菊池医院 歯科医 渡辺歯科医院

◎職員の配置

- （1）施設長（園長） 1人

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- （2）主幹保育教諭 2人

主幹保育教諭は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

- （3）副主幹保育教諭 1人

主幹保育教諭を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

- （4）保育教諭9人（常勤5人、非常勤4人 ※但し、在園児数に対する保育士配置基準による。）

保育教諭は、保育課程及び教育課程の指導計画の立案をし、その課程及び計

画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(5) 幼稚園教諭 1人(非常勤1人)

幼稚園教諭は、幼児の教育をつかさどる。

(6) 事務職員 2人(常勤1人、非常勤1人)

事務職員は、当園の事務を行う。

(7) 調理員 2人(常勤2人そのうち1名栄養士)

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(8) 嘱託医 2人

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談及び指導を行う。

その他、運営上必要と認めるときは、その他の職種を配置することとする。

◎利用定員

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	—	5人	5人	5人	15人
2号・3号	6人	6人	6人	10人	10人	10人	48人
合計	6人	6人	6人	15人	15人	15人	63人

◎利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等

当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

- 2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第11条に定める利用定員の総数を超える場合は、別途選考基準を定めて選考する。
- 3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 4 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

◎利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

- 2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提

供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

◎緊急時等における対応方法

当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

◎非常災害対策

当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

◎虐待の防止のための措置

当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

◎秘密保持

当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

◎苦情解決

当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な

改善を行うものとする。

- 4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

◎記録の整備

当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

◎別表

延長保育に係る利用者負担

認定区分	延長保育利用時間	金額
保育標準時間認定	6時00分～ 7時00分	100円／30分
	18時00分～20時00分	100円／30分
保育短時間認定	7時00分～ 8時00分	100円／30分
	16時00分～17時00分	100円／30分
教育標準時間認定	8時00分～ 9時00分	100円／30分
	14時00分～16時00分	100円／30分

休日保育に係る利用者負担

休日保育利用時間	金 額
7時00分～19時00分	1 日 3,000円

日用品・衛生消耗品に係る利用者負担

衛生消耗品代（ティッシュ・ビニール袋・タオル等）	1 か月 500円
--------------------------	-----------

給食に係る利用者負担

副食費 1号認定・2号認定	1 か月 4,800円
主食費 1号認定・2号認定	1 か月 1,500円

保護者の行事参加に係る利用者負担

おやこ縁日・親子お楽しみ会等の保護者が行事に参加する時等	1 回 500円
------------------------------	----------

年間の写真代・修了アルバム製作に係る利用者負担

年間の写真代と修了アルバム製作費	年間 1,500円
------------------	-----------

【 維 持 管 理 】

月	内 容
4 月	発育測定・誕生会・避難訓練・緊急連絡確認
5 月	発育測定・誕生会・避難訓練・歯科、内科検診
6 月	発育測定・誕生会・総合避難訓練・J アラート、原子力災害訓練
7 月	発育測定・誕生会・避難訓練
8 月	発育測定・誕生会・避難訓練
9 月	発育測定・誕生会・避難訓練
10 月	発育測定・誕生会・総合避難訓練・津波、不審者訓練・緊急連絡確認
11 月	発育測定・誕生会・避難訓練
12 月	発育測定・誕生会・避難訓練・歯科、内科検診
1 月	発育測定・誕生会・避難訓練
2 月	発育測定・誕生会・避難訓練
3 月	発育測定・誕生会・避難訓練

【 保 育 事 業 】

月	内 容
4 月	入園・進級の集い・保護者会・まぐろのぼりの集い・畑作業
5 月	春の遠足・母の日プレゼント持ち帰り・歯科検診・内科検診
6 月	父の日のプレゼント持ち帰り・5歳児親子ふれあいお楽しみ会
7 月	七夕集会・おやこ縁日・釜臥荘夏祭り参加
8 月	大掃除
9 月	畑の収穫
10 月	運動会（マエダアリーナ）
11 月	七五三お祝い会・発表会（下北文化会館）
12 月	保育参観日・クリスマス会・大掃除・歯科検診・内科検診
1 月	もちつき会
2 月	豆まき会・5歳児冬のお楽しみ会
3 月	ひな祭り会・お別れ会・大掃除・R7卒園式・R8入園式